

有限会社 葵観光交通  
代表取締役 森田 康士

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7の規定に基づき、輸送の安全を確保するために社員一丸となって取り組み、それを次の通り公表致します。

#### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。また、社内における安全に関する現場の声を真摯に受け止め、輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。そして、従業員一人ひとりが輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を持ち、全従業員が一丸となって、業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、絶えず輸送の安全性向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報は積極的に社内外に公表します。

#### 2. 輸送の安全に関する重点施策等

輸送の安全に関する基本的な方針を実現させるための重点施策等は下記の通りです。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要に応じた是正措置、または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

#### 3. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令104号）第2条に規定する事故に関する統計

- (1) 重大事故に関すること  
2024年度 重大事故は発生しませんでした。
- (2) 行政処分  
処分なし

#### 4. 輸送の安全に関する目標は下記の通りです。

- (1) 人身事故 『ゼロ』
- (2) 有責事故 『ゼロ』
- (3) バック事故 『ゼロ』

##### 2024年度 事故発生件数

(1) 人身事故	目標値『0』	実績『0件』
(2) 有責事故	目標値『0』	実績『1件』（軽微な物損事故が1件発生）
(3) バック事故	目標値『0』	実績『1件』（有責事故のうち1件がバック事故）

#### 5. 輸送の安全に係る計画

輸送の安全に関する重点施策、及び目標を達成するための具体的な取り組みは以下の通りです。

- (1) 事故防止対策
  - ① クラウド型ドラレコを活用した安全運転指導
  - ② 事故、ヒヤリハット情報の収集と有効活用
  - ③ 事故防止運動の実施（全国交通安全運動、自動車輸送安全総点検時等）
  - ④ 内部監査の強化
- (2) 教育及び研修
  - ① 運行管理者・整備管理者
    - ㉠ 定められた講習の積極的な受講
    - ㉡ 適性診断活用講座、安全マネジメントセミナー等の積極的な受講
    - ㉢ 社内ミーティング等の積極的な活用
  - ② 乗務員教育
 

㉣ 計画に基づいた乗務員教育の定期的な実施	㉤ 安全運転、省エネ運転の評価
㉥ 4半期に1度の安全講習会	㉦ 外部講師による安全講習
㉧ 適性診断受診の促進	㉨ グットラーニング受講
- (3) 乗務員健康管理
  - ① 健康診断の実施
    - ㉩ 全従業員に対し年一回の健康診断の実施
    - ㉪ 早朝夜間の従事者に対し年二回の健康診断の実施
    - ㉫ 全従業員に対し脳検査の実施